

# ふるさと納税の新制度について —返礼品を通して—

川 村 基

About the New System of Hometown Tax  
—Through "Henreihin" Goods Given in Appreciation for Donations—

Hajime KAWAMURA

## ABSTRACT

The new hometown tax system began on June 1, 2019. It was established about 11 years ago and has become established in society. In recent years, it has greatly helped as a support during disasters.

In Japan, the hometown tax system plays an important role in realizing various measures by maximizing the use of local resources. In addition, a new relationship is nurtured between the local government and donors.

In this paper, the author discusses the new hometown tax system through "henreihin" goods given in appreciation for donations.

KEYWORD : the hometown tax, "henreihin" goods given in appreciation for donations, donation designation system, supply cost ratio, principle of non-retroactive

## I はじめに

ふるさと納税は、平成20年度税制改正によって創設された。この制度は、地方公共団体が抱える少子高齢化、インフラ更新、商店街のシャッター通り化、空き家問題等という喫緊の課題が山積している状況下で、寄附金控除（住民税控除）と地域特有の資源としての返礼品という両輪の力を最大限に發揮することにより差し迫った課題に対して様々な施策の実現に寄与する。また、近年では、ゲリラ豪雨、台風、地震、火山等の災害時における被災地への支援としても大いに役立っている。このように、ふるさと納税は、単に特定の地域にだけ影響を与えるに留まることなく、当初想定さ

れた以上の地域にまで効果を発揮している。

2018年度の寄付総額と寄付件数とが共に伸びていることは喜ばしいことであるけれども、だからといってふるさと納税制度に課題がないかと言えばそうでもない。例えば、返礼品については、総務省から幾度となく地方公共団体に慎重な取組を技術的助言という形で要請してきた。しかし、改善の兆しが見られなかつたことから、ついに法規制へと舵を切るに至った。その結果、2019（令和元）年6月1日以降のふるさと納税の指定団体から、大阪府泉佐野市<sup>1)</sup>、佐賀県みやき町<sup>2)</sup>、静岡県小山市<sup>3)</sup>、和歌山県高野町<sup>4)</sup>の4市町が除外されている<sup>5)</sup>。

本稿は、地方公共団体間における返礼品の過度な競争を抑え、ふるさと納税が公平な制度として運用を実現できるよう、また、本制度の健全な発展を図るために国として新たな規制を設けたことから、返礼品を通してふるさと納税制度について述べる。

2019年11月30日受付、2020年2月19日最終受付

川村 基 四国大学経営情報研究所

Hajime KAWAMURA, Nonmember (Research Institute of Management and Information Science, Shikoku Univ. Tokushima, 771-1192 Japan)

四国大学経営情報研究所年報 No.25 pp.11-18 2020年3月

## II ふるさと納税制度

### 1 地方公共団体への寄付

我々一人一人の選択によって地方公共団体へ寄付をする仕組みの導入に関する議論はこれまでにも行われていた。そうしたなかで、平成5年度税制改正において住民税における所得控除の対象とされた。しかし、適用下限額が10万円であったために利用しづらいものであった。

ふるさと納税という論議は、遡ること約12年前の2007（平成19）年、寄付者が自らの意思で寄付先（ふるさとが望ましい）を選択できる制度があつてもよいのではないかという問題提起から始まった。当時の議論において、税制だけではなく首長からの歳入減等といった様々な観点から当該制度を実現することへの論理的、制度的、技術的困難さが指摘されていた。

ふるさと納税制度は、地方公共団体の様々な創意・工夫の取組に対して応援する寄付者の気持ちを直接届け支える仕組みであるとともに、地方公共団体が自ら財源を確保し様々な施策を実現するために有効な手段となる。ただし、「地方団体が、寄附を受けるに相応しい行政を展開していることが前提」<sup>⑩</sup>であることは言うまでもない。

### 2 ふるさと納税の現状

2018年度ふるさと納税の寄付総額は、5,127億円（前年比約1.4倍）となり6年連続で過去最多を更新した（表1、表2）。また、寄付件数は2,322万件（前年比約1.3倍）であった。これは、2019（令和元）年6月1日から始まったふるさと納税の新制度の実施を控えた駆け込み寄付による増加の一面向も少なからず考えられる。

地域別の四国4県のふるさと納税の状況を見る

と、受入額は多い順に、高知県、愛媛県、香川県、徳島県となる（表3）。特に、徳島県の受入額が低調なのは、他の3県と比べて名産品が少ないためであるとは考えられないで、返礼品割合を3割として総務省の通知を守っているという面と、これまで積極的にふるさと納税を活用する動きを探ってこなかった結果であるといえる。

### 3 ふるさと納税指定制度

#### 1) ふるさと納税対象団体

各地方公共団体によるふるさと納税の独創的な取組がメディアを賑わせている。しかし、これまでのモノから新たな形の返礼品が増えているものの、依然として従来から見られるモノの返礼品の過熱競争に衰えの兆しが見えない。総務省は、こうした事態に陥らないようこれまで長い期間に亘り返礼品の提供に対して地方公共団体に慎重な取組を要請してきた<sup>⑪</sup>。しかし、一部の団体が過度な取組を続けることで多額の寄付を集め続けたために、いよいよ直接ふるさと納税の公平な制度運用を実現し、制度の健全な発展を図るために法整備に動いた。

そこで、2019（平成31）年1月に開会した第198回通常国会において地方税法が改正され、同（令和元）年5月14日、総務大臣によって6月1日以降の指定対象団体を定め、指定された団体に適正な寄付が集まるように制度の見直しが図られた。新制度に基づく指定対象団体は、地方税法第37条の2第2項<sup>⑫</sup>及び第314条の7第2項<sup>⑬</sup>の規定に則り、2019（令和元）年6月1日以降ふるさと納税の対象団体として指定された。

まず、1,783団体（46道府県、1,737市区町村）が、指定基準に適合すると認められた<sup>⑭</sup>。次に、そのうち（1）2019（令和元）年6月1日から翌

表1 受入額の推移

（単位：千円）

	平成20年度	平成23年度	平成26年度	平成29年度	平成30年度
受入額	8,139,573	12,162,570	38,852,167	365,316,666	512,706,339

（出典）『ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年実施）』より作成。

## ふるさと納税の新制度について

(令和2)年9月30日までの期間(1年4ヶ月間)に係る指定団体1,740団体(46道府県、1,694市町村)、(2)2019(令和元)年6月1日から同年9月30日までの期間(4ヶ月間)に係る指定団体43団体(43市町村)に分かれている。そして、2019(令和元)年6月1日以降、ふるさと納税の対象とならない団体が5団体ある(表4)。このうち4団体はいずれも昨年11月から継続して返礼品割合3割超、地場産品以外、金券類を返礼品としたことから指定対象除外となった。この指定対象期間は、原則として2019(令和元)年6月1日から2020(令和2)年9月30日までの1年4ヶ月間である。

その後、上記(2)の指定期間4ヶ月間であった43団体は、地方税法の規定に基づき同(令和元)年10月1日から翌(令和2)年9月30日までの1年間と新たに指定し直された(表5)。

表2 ふるさと納税の受入額上位10団体

(単位:百万円)

市町村名	受入額
大阪府泉佐野市	49,753
静岡県小山町	25,063
和歌山县高野町	19,637
佐賀県みやき町	16,834
宮崎県都農町	9,627
宮崎県都城市	9,562
大阪府熊取町	7,640
茨城県塙町	6,083
北海道森町	5,909
佐賀県上峰町	5,318

(出典)『ふるさと納税に関する現況調査結果(令和元年実施)』より作成。

### 2) ふるさと納税対象団体からの除外

上記ふるさと納税対象団体から除外された4市町のうち、大阪府泉佐野市が、2018(平成30)年11月から翌(平成31)年3月までの返礼品実績などを理由にふるさと納税指定制度において総務大臣指定除外となったことは、「『法施行前の実績による除外は法の遡及適用に当たる』」<sup>10</sup>として国の第三者機関である国地方係争処理委員会(以下、係争委という。)へ審査を申し出た。

これを受けて、係争委は、2018(平成30)年11月からのふるさと納税への取組姿勢を根拠に除外したことを問題視して、2019(令和元)年9月除外決定の判断について違法の可能性があるため再検討をするよう総務省に勧告した。しかし、総務省は勧告に基づき再検討した結果やはり適法性があると主張している。それゆえに、総務省は、2019(令和元)年10月3日、ふるさと納税の新制度から大阪府泉佐野市を除外した決定を維持すると発表した。しかも、「裁量の範囲内の判断」<sup>12</sup>であると反論している。これについて、自ら任命した委員が下した勧告を「『不都合な結論』」<sup>13</sup>として従わないのであれば、「何のための係争委か分からぬ」<sup>14</sup>。また、「国がそれを聞き入れないなら法治国家としての統制が取れなくなってしまう。」<sup>15</sup>しかも、「自治体に不利益を強いるなら、国は明確な法的根拠を示す必要があるのは当然」<sup>16</sup>との意見が挙げられている。

そこで、大阪府泉佐野市は、総務省を提訴するもようである。この地方公共団体と国との対立は最高裁まで決着がつかない虞もある。そのため、「法律論と常識論をてんびんにかけるとどうなるか。裁判の注目点」<sup>17</sup>となる。大阪府泉佐野市の千代松大耕は、「『除外は法律を施行前に遡って適用する行為で、法治国家として許されない。』」<sup>18</sup>

表3 四国4県の受入額

(単位:百万円)

	香川県	徳島県	高知県	愛媛県
受入額	3,255	1,359	11,461	2,781

(出典)『ふるさと納税に関する現況調査結果(令和元年実施)』より作成。

表4 2019（令和元）年6月1日以降、ふるさと納税の対象とならない団体

都道府県	東京都
市区町村	小山町（静岡県）、泉佐野市（大阪府）、高野町（和歌山县）、みやき町（佐賀県）

（出典）『令和元年5月14日ふるさと納税に係る総務大臣の指定について』より作成。

表5 ふるさと納税に係る総務大臣の指定

（令和元年9月19日）

都道府県	市区町村
北海道	森町 八雲町
宮城県	多賀城市 大崎市
秋田県	横手市
山形県	酒田市 庄内町
福島県	中島村
茨城県	稲敷市 つくばみらい市
新潟県	三条市
長野県	小谷村
岐阜県	美濃加茂市 可児市 富加町 七宗町
静岡県	焼津市
大阪府	岸和田市 貝塚市 和泉市 熊取町 岬町
和歌山県	湯浅町 北山村
岡山県	総社市
高知県	奈半利町
福岡県	直方市 飯塚市 行橋市 中間市 志免町 赤村 福智町 上毛町
佐賀県	唐津市 武雄市 小城市 吉野ヶ里町 上峰町 有田町
宮崎県	都農町
鹿児島県	鹿児島市 南さつま市

（出典）『令和元年9月19日ふるさと納税に係る総務大臣の指定』。

今回のふるさと納税指定制度は、「『自治体間の公平を強調しながら、最大の不公平を生み出した』」と指摘している<sup>19)</sup>。いずれにせよ、それぞれの問題点を冷静に検証することで、ふるさと納税のあるべき姿が見えてくることになる。

### III ふるさと納税における返礼品

#### 1 返礼品の普及

今日ではふるさと納税に返礼品は当然のようになっているが、当初、本制度においてまったくの想定外であった。また、返礼品は、「本来不要」<sup>20)</sup>との意見が述べられていた。しかし、返礼品は、単に地場産品の創意・工夫と生産者の育成のみならず、近頃では、体験型と呼ばれる寄付者とモノだけのやり取りで終わることなく、返礼品を通じた新たな寄付者との関係性を築く役目を果たしている。このため、返礼品が、地方公共団体にとって寄付者と共に「『相互に高め合う』」<sup>21)</sup>ことのできる手段として、例えば、ふるさと納税を通じたIUJターン者の支援、交流人口を増やすなどの施策にとって非常に重要になっている。

それでは、返礼品がこれほどまでに過熱した要因はどこにあるのか。その一つに、ふるさと納税を扱うポータルサイト運営事業者の登場がある。これによって寄付者は身近に寄付を行える環境が整った。それゆえに、事業者は返礼品を前面に推すことで寄付を募る結果に繋がった。このため、ふるさと納税は、「自治体のインターネット通販の様相を呈」<sup>22)</sup>するようになり、「返礼品の問題をこのまま放置すると制度の根幹を揺る」<sup>23)</sup>がすような懸念が生じてきた。そこで、「ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なう」<sup>24)</sup>前に何らかの措置を講じる必要がでてきたのである。

総務省としては、「地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応」<sup>25)</sup>を求めてきた。しかしながら、一部の地方公共団体において返礼品割合が3割超となって、他の地方公共団体に対して好ましくない影響を与え続けた。

#### 2 指定対象としての適合3基準

2017（平成29）年4月1日総務大臣通知では、

返礼品のあり方について、①金銭類似性が高いもの、②資産性が高いもの、③価格が高額なもの、④返礼割合が高いもの、という4つに言及した。

このような通知が送られているにも拘らず、ふるさと納税が始まった平成20年度では寄付受入額81億3,957万3千円であったものが、この11年で約70倍弱の5,127億0,633万円（平成30年度）にまで急増している。

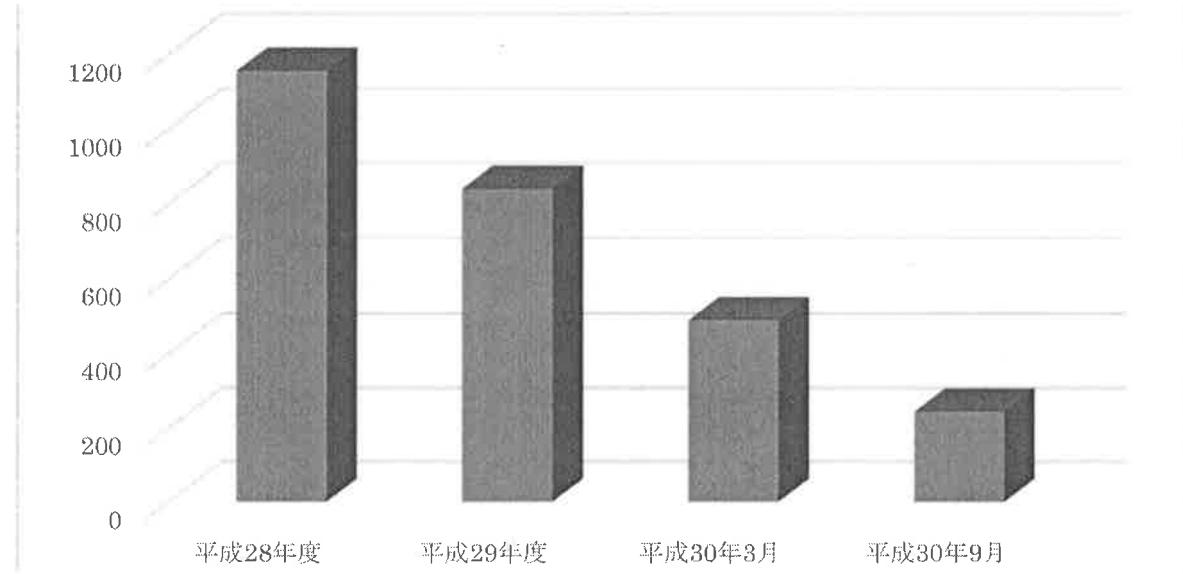
一方、返礼品割合を3割に留めている地方公共団体の実施状況については、2018（平成30）年9月『ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果』によれば、通知に従っていない地方公共団体が平成28年度1,156団体（64.7%）であったものが、毎年の通知によって着実に減少ってきており、2018（平成30）年9月1日時点では246団体（14%）<sup>26)</sup>において未だ3割超を維持している（図1）。

これまで地方公共団体は、寄付受入額、受入件数を伸ばすために返礼品の品数を増やし同時に豪華（返礼品割合が高い）にしてきた。そうすることで如実に多くの寄付が集まり、担当課としての自らの成果を容易に把握できた。ところが、総務省の通知に基づき返礼品を見直した一部の地方公

共団体では、前年同期比で90%近く減った地方公共団体も見られる<sup>27)</sup>。ただし、寄付という性格であるため毎年同等額を得られる保障はどこにもないでの、返礼品割合を是正することによる多少なりの減少は予想できる。しかし、ここまで大幅な減額が生じるとは予想外である。そのため、この事態に陥った地方公共団体ではただただ頭を抱えることとなった。反面、通知を無視して年間予算の倍近くの寄付を集めた地方公共団体もあり、総務省の通知に従った地方公共団体からは「『不公平だ』」<sup>28)</sup>との恨み節を聞く事態になっている。残念ながら、総務省からの通知だけでは、返礼品の過熱競争を沈めることには繋がらなかった。

そのため、2019（令和元）年6月1日より始まったふるさと納税の指定制度は、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえて、真摯に地域活性化に取組む地方公共団体を支援するための仕組みに生まれ変えるべく、支援対象として適合すべき基準として、①募集適性実施、②返礼品割合3割以下、③地場産品という3つを定めている。ただし、この指定は、指定を受ける時点のみならず、指定を受けている期間を通じて3基準に適合する必要があり、いずれかの基準に適合しなくなった場合、指定が

図1　返礼品割合3割超を送付している団体数の推移



（出典）『ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調査結果』より作成。

取り消されることとなる。

#### IV おわりに

2019（令和元）年6月1日よりふるさと納税制度に新しく指定制度が設けられた。これは、ふるさと納税制度の趣旨がぶれないよう、特に、返礼品の提供について地方公共団体に対して度重なる総務省からの要請にも関わらず、一部の地方公共団体に多額の寄付が集まつたためである。

たしかに一部の地方公共団体が多くの寄付を受けているが、今回指定対象団体から除外された和歌山県高野町を見ると、一般会計は36億3,600万円に対して寄付受入額が196億3,700万円と約5倍超の寄付を集めている。これは、返礼品の問題があるにせよ、少なくともふるさと納税の寄付を募る点における成功団体であるといえる。なぜならば、こうした人口、予算額の小さな地方公共団体が独自の創意・工夫を凝らして寄付を募るということこそふるさと納税の趣旨に適うと考えるからである。したがって、返礼品についてはその性質から、「基本的には各地方団体の良識によって自制されるべきものであり、懸念があるからといって直ちに法令上の規制の設定が必要」<sup>29)</sup>ではない。

ふるさと納税制度の健全な発展を図るためにも国として寄付対象団体を指定するという形での法規制に踏み切ったわけであるが、ふるさと納税制度は、そもそも何も直接的な根拠法がないことに問題の本質がある。要するに、地方税法における寄附金控除の対象となるという税制支援だけで成り立っているからである。そのため、今回のようにわざわざ指定制度という寄付者にとって理解に苦しむ中途半端な策を講じることになる。それなら、ふるさと納税のための法律案を起草すれば全てが解決するのではないか。あるいは、地方公共団体のふるさと納税への取組は、直接国による規制よりも当該地方公共団体の住民による監視・規制に任せることで一定の歯止めが効くのではないか。仮に、法規制を行うにしても、地方公共団体に対する規制を強めるよりは、ポータルサイト運

営事業者、寄付者等ふるさと納税に関する者に對しての規制を強める必要があるのではないか。けれども、地方公共団体、寄付者、ポータルサイト運営事業者という3者に良識と節度ある対応を求めるることは非常に難しい。

最後に、ふるさと納税制度は、まだまだ伸び代があり各地方公共団体がふるさと納税を導入した理念を今一度思い出し、独自の返礼品開発、提供、取組、行政サービス等を行うといった「地域間で切磋琢磨してこそ、ふるさと納税が生かされる」<sup>30)</sup>のである。

#### (註)

- 1) 人口100,491人（2019年8月末日）
- 2) 人口25,723人（2019年8月末日）
- 3) 人口18,362人（2019年9月1日）
- 4) 人口3,013人（2019年8月末日）
- 5) 東京都は申請せず。
- 6) 『ふるさと納税研究会報告書』p. 23.
- 7) 大臣通知は技術的助言であって強制力を有するものではない（地方自治法第245条の4第一項）。
- 8) 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。
  - 一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
  - 二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される

## ふるさと納税の新制度について

役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

- 9) 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

- 一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。  
二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

- 10) 全地方団体数は、1,788団体（47都道府県、1,741市町村）。

- 11) 『日本経済新聞』「ふるさと納税泉佐野市が国提訴へ」  
2019年10月21日19面

- 12) 前掲註11)

- 13) 『徳島新聞』「地方分権に逆行しないか」2019年10月9  
日朝刊 6面

- 14) 前掲註13)

- 15) 前掲註13)

- 16) 前掲註13)

- 17) 前掲註11)

- 18) 前掲註11)

- 19) 前掲註11)

- 20) 『ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要』  
p. 3.

- 21) 前掲註6) p. 3.

- 22) 前掲註20) p. 2.

- 23) 前掲註20) p. 3.

- 24) 総税市第37号平成30年4月1日

- 25) 前掲註24)

- 26) 全体で1788団体。

- 27) 『高知新聞』2019年3月19日朝刊3面、2019年6月6  
日朝刊20面、『徳島新聞』2019年8月3日朝刊3面「県  
内返礼割合31.1%」松茂町は、引き上げることで寄付  
額が約8倍と伸びた。一方、石井町は、引き下げたこと  
で寄付額が約3分の2へと落ち込んだ。

- 28) 『高知新聞』2019年3月19日朝刊3面

- 29) 前掲註6) p. 23.

- 30) 前掲註20) p. 2.

### [参考文献]

『朝日新聞』「泉佐野市の除外継続」2019年10月4日朝刊  
1面

「泉佐野除外 強気の総務省」2019年10月4日朝刊2面

『高知新聞』「奈半利町が通販サイト」2017年3月17日朝  
刊26面

—「返礼品見直し寄付9割減」2019年3月19日朝刊3面

—「仲介サイト返礼掲載是正」2017年3月30日朝刊3面

—「奈半利ふるさと納税83%減」2019年6月6日朝刊20面  
鈴木善充（2019）「ふるさと納税返礼品規制の影響」『生駒  
経済論集』第17巻第1号

『税務経理』「過去の寄付募集方法も考慮」第9747号 p. 16.

—「特集2019年度税制改正と今後の展望(7)」第9750号 pp. 2-  
7.

—「昨年11月以降の取り組み重視」第9754号 p. 16.

—「ふるさと納税の行方」第9759号 p. 19.

—「『50億円超』の4市町除外」第9763号 p. 14.

—「健全発展への創意工夫を」第9763号 p. 14.

—「係争処理委、再検討を勧告」第9791・合併号 p. 12.

—「制度見直し不可避 既存手法に警鐘鳴らす」第9791・  
合併号 p. 12.

—「係争委勧告『まっとうな判断』」第9792・合併号 p. 8.

『地方行政』「ふるさと納税に係る指定制度の創設と総務  
大臣の指定について」第10903号 pp. 14-19.

『徳島新聞』「新ふるさと納税泉佐野など除外発表」2019  
年5月15日朝刊1面

—「新ふるさと納税あす開始」2019年5月31日朝刊3面

—「ふるさと納税5127億円」2019年8月3日朝刊3面

—「県内返礼割合31.1%」2019年8月3日朝刊3面  
—「ふるさと納税 泉佐野市の除外継続」2019年10月4日  
朝刊1面  
—「地方分権に逆行しないか」2019年10月9日朝刊6面  
『読売新聞』「泉佐野除外再検討勧告」2019年9月3日朝  
刊1面  
—「除外『再検討』泉佐野『主張認められた』」2019年9  
月3日朝刊31面  
—「泉佐野除外 総務省が維持」2019年10月4日朝刊1面  
—「総務省、公平性を重視」2019年10月4日朝刊2面  
—「泉佐野市『地方自治を軽視』」2019年10月4日朝刊33面  
『日本経済新聞』「ふるさと納税泉佐野市が国提訴へ」2019  
年10月21日19面  
『日経MJ』「『ふるさと納税どう生かす②』」2017年3月  
27日2面  
—「『ふるさと納税どう生かす③』」2017年4月3日2面

#### [ウェブサイト]

時事ドットコム「泉佐野『除外』を維持=適法主張、法廷  
闘争へ—ふるさと納税で・総務省」  
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019100300839&g=pol>  
(最終閲覧日2019年11月12日)

総務省ふるさと納税ポータルサイト『令和元年5月14日ふ  
るさと納税に係る総務大臣の指定について』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/report20190514\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190514_01.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月6日)

—『令和元年9月19日ふるさと納税に係る総務大臣の指定』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/)

[czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/report20190919\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190919_01.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月6日)  
—『ふるさと納税に関する現況調査結果（令和元年実施）』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/report20190802.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20190802.pdf)  
(最終閲覧日2019年10月16日)  
—『ふるさと納税研究会報告書』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/pdf/houkokusyo.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月12日)  
—『ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/l1307702.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/l1307702.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月1日)  
—『総税市第28号平成29年4月1日ふるさと納税に係る返  
礼品の送付等について』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/l1307701.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/l1307701.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月6日)  
—『総税市第37号平成30年4月1日ふるさと納税に係る返  
礼品の送付等について』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/report20180402.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20180402.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月6日)  
—『ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況についての調  
査結果』  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/report20180911.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20180911.pdf)  
(最終閲覧日2019年11月12日)